

平成31年

第1回市議会定例会 議案第40号

函館市水産物地方卸売市場条例の一部改正について

函館市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例

函館市水産物地方卸売市場条例（昭和60年函館市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第74条第2項第2号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第74条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る市場の施設の使用料について適用し、同日前の使用に係る市場の施設の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税法等の一部改正に伴い、水産物地方卸売市場の施設の使用料について消費税等相当分を改定するため